

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果

防災課

1 調査の趣旨等

我が国は世界のマグニチュード6.0以上の地震の約2割が起こっている地震多発国です。近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震には南海トラフ巨大地震や首都直下地震などがあり、これらの地震災害が最大クラスの規模で発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な被害が発生することが予測されています。

また、北海道から九州まで、約2,000もの活断層があると言われており、近い将来に大きな地震を起こす可能性が高い活断層も複数指摘されています。まだ見つからない活断層もあるとされており、大規模な地震が発生する可能性が高いといわれている地域だけでなく、どこで、いつ大きな地震が起きてもおかしくありません。

阪神・淡路大震災（平成7年1月）では、死者6,400余名、全半壊した建築物は約25万棟にも及び、死者の約8割が建築物の倒壊によるものでした。東日本大震災（平成23年3月）では、津波による甚大な建物被害のほか、地震動による建物被害も生じましたが、昭和56年以前の旧耐震基準で設計された建物に被害が多く、適切な耐震補強・耐震改修が施された建物の多くは被害を免れており、耐震補強・耐震改修の有効性が確認されました。熊本地震（平成28年4月）では、耐震化されていなかった自治体庁舎が損壊し、災害対応や必要な行政サービスが行えなくなった事例が複数発生しました。

災害応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が非常に重要です。こうした施設が地震により被害を受けた場合、災害応急対策等の実施に支障をきたし、その結果として、防ぐことができたであろう被害の発生や拡大を招くおそれがあります。

また、地方公共団体が所有する公用・公共用施設の多

くは、不特定多数の人の出入りが見込まれるため、地震により被害を受けた場合、多くの犠牲者を生じさせるおそれもあります。

消防庁では、平成13年度に「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会」を開催し、地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等について、耐震診断及び改修実施状況等について調査を実施し、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討報告書」として取りまとめ、平成17年度からは毎年度、その進捗状況を確認するため、調査を実施してきたところです。公共施設等の耐震化は引き続き重要課題であり、全国の公共施設等の耐震化の進捗状況を把握するため、令和元年度も調査を実施したものです。

なお、本調査において「耐震性が確保されている」とは、昭和56年の建築基準法改正に伴い導入された現行の耐震基準を満たす、ということです。この耐震基準は震度5強程度の地震に対しては、ほとんど損傷を生じず、震度6強程度の地震に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目安にしたものです。

2 調査概要

地方公共団体が所有又は管理している公共施設等（公共用及び公用の建物：非木造のうち、2階以上又は延床面積200㎡超の建築物）全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点（防災拠点）となる施設を表1の基準に基づき抽出し、耐震化の進捗状況について集計を行いました。なお、調査対象はすべての都道府県（47団体）及び市町村（1,741団体）で、調査基準日は平成31年3月31日です。

表1 防災拠点となる公共施設等の分類基準

区分	防災拠点と位置づける施設
① 社会福祉施設	全ての施設
② 文教施設（校舎、体育館）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
③ 庁舎	災害応急対策の実施拠点となる施設
④ 県民会館・公民館等	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑤ 体育館	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑥ 診療施設	地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設
⑦ 警察本部、警察署等	全ての施設
⑧ 消防本部、消防署所	全ての施設
⑨ その他（上記以外）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設

3 調査結果

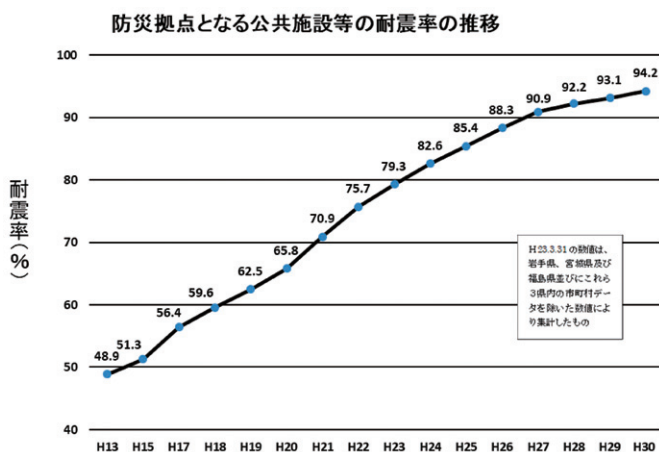
(1) 平成30年度末耐震率：94.2% (図1)

平成30年度末時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は全国で18万7,492棟（都道府県：22,486棟、市町村：165,006棟）あります。このうち17万6,583棟の耐震性が確保されており、耐震率は94.2%となります。前回調査が行われた平成29年度末（93.1%）と比較すると、1.1ポイント上昇しました。

なお、本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。「耐震性が確保されている」としたものは、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物
 - ② 耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物
 - ③ 耐震改修整備を実施した建築物
- 調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



(2) 施設区分別の耐震率

耐震率を施設区分別にみると次のとおりです（括弧内は平成29年度末の数値）。

1 文教施設（校舎・体育館）	98.9% (98.5%)
2 消防本部・消防署所	92.6% (91.5%)
3 診療施設	92.4% (91.6%)
4 社会福祉施設	89.8% (88.0%)
5 警察本部・警察署等	87.0% (86.3%)
6 体育館	86.6% (84.1%)
7 庁舎	85.6% (84.0%)

8 県民会館・公民館等 85.2% (82.7%)

※ その他

(1～8以外の指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設) 87.9% (84.4%)

棟数等の詳細は、表2のとおりです。校舎・体育館など文教施設の耐震率が高くなっています。

なお、災害対策本部が設置される庁舎等の耐震率については、都道府県では95.7%、市町村では82.1%であり、耐震性を有する施設を代替庁舎として指定しているものを含めると都道府県では100%、市町村では97.2%となっています。

表2 施設別の耐震率（都道府県+市町村）

	全棟数			昭和56年以前建築の棟数に占める割合	耐震診断実施棟数	改修の必要がない棟数(耐震性有)	改修の必要がある棟数	改修済の棟数	平成30年度耐震済の棟数	平成30年度耐震率
	昭和57年以降建築の棟数	昭和56年以前建築の棟数	A							
	A	B	C	C/A	D	E	F	G	B+E+G+H	H/A
1 社会福祉施設	19,173	11,847	7,326	38.2%	6,018	3,503	2,515	1,858	17,208	89.8%
2 文教施設(校舎・体育館)	107,463	48,736	58,727	54.6%	58,483	19,462	39,021	38,081	106,279	98.9%
3 庁舎	9,115	5,117	3,998	43.9%	3,555	1,162	2,393	1,523	7,802	85.6%
4 県民会館・公民館等	17,553	11,822	5,731	32.6%	4,091	1,881	2,210	1,253	14,956	85.2%
5 体育館	4,974	3,159	1,815	36.5%	1,409	568	841	581	4,308	86.6%
6 診療施設	2,939	2,364	575	19.6%	455	228	227	125	2,717	92.4%
7 警察本部・警察署等	5,634	4,023	1,611	28.6%	976	316	660	562	4,901	87.0%
8 消防本部・消防署所	5,735	4,073	1,662	29.0%	1,419	779	640	460	5,312	92.6%
9 その他	14,906	10,285	4,621	31.0%	3,327	1,938	1,389	877	13,100	87.9%
合 計	187,492	101,426	86,066	45.9%	79,733	29,837	49,896	45,320	176,583	94.2%

※耐震率=(昭和57年以降建築棟B+耐震性有棟数E+耐震改修済棟数G)÷全棟数A)

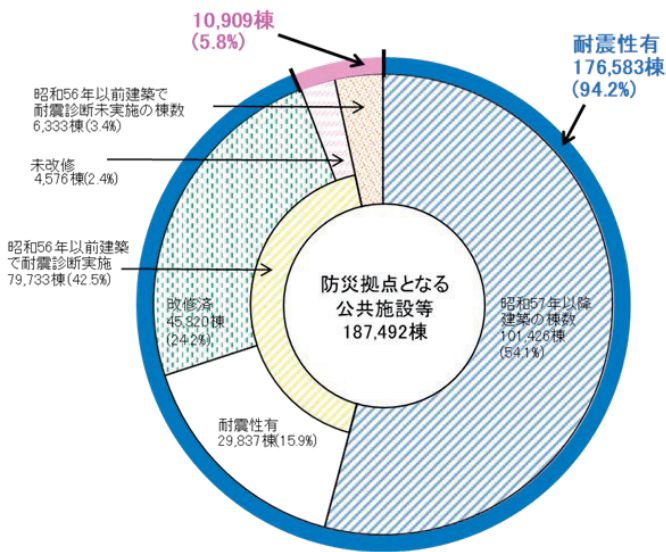
※その他：上記以外の施設のうち、指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設

(3) 耐震性が確保されている棟数の内訳 (図2)

耐震性が確保されている17万6,583棟の内訳は、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…10万1,426棟
- ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…2万9,837棟
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物…4万5,320棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



4 防災拠点となる公共施設等の耐震化に向けた取組み

調査結果から、防災拠点となる公共施設等の耐震化は着実に進んでいることが分かりますが、依然として耐震性が確保されていない施設が見られることから、各地方公共団体において、当該施設の耐震診断や診断結果に基づく耐震改修など耐震化の取組がより一層推進されることが望まれます。

公共施設等の耐震化に要する経費については、緊急防災・減災事業債（充当率100%、普通交付税の基準財政需要額への算入率70%）の対象としています。

緊急防災・減災事業債は、令和2年度までとされていますが、経過措置として、令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることとされました。

消防庁では特に、消火、救急・救助活動の拠点となる消防本部・消防署所や、災害対策本部が設置される庁舎について、災害時の地方公共団体の業務継続性確保の観点から、早急に耐震化が進められるよう、地方公共団体の取組を支援していきます。

調査結果の詳細につきましては、消防庁ホームページをご参照ください。

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果の公表」

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/#anchor--01>

問い合わせ先

消防庁 国民保護・防災部 防災課
TEL: 03-5253-7525